

令和3年11月30日

教職員の皆様へ

理事長

期末手当の支給月数の引き下げについて

国においては人事院、大阪府・大阪市においては人事委員会において、賞与にかかる民間との均衡を図るため、期末手当の年間の支給月数の引き下げが勧告され、国・大阪府・大阪市においては、勧告に基づき、期末手当の年間の支給月数を0.15月引き下げるものとされました。

国や地方公共団体、特に本法人の設立団体である大阪府・大阪市における期末手当の支給月数の改定状況や新型コロナウイルスの影響による民間企業の給与の厳しい状況を鑑みると、税金を元とする運営費交付金が人件費の主な財源となっている本法人において大阪府・大阪市と同様の期末手当の引き下げを行わない場合、大阪府・大阪市や一般府民・市民への説明責任を果たせず、今後の運営費交付金の交付にも影響を及ぼす恐れがあることから、本法人においても、大阪府・大阪市に準じて、別紙のとおり12月期より期末手当の年間の支給月数を0.15月引き下げることにいたしました。

教職員の皆様には、長期にわたる新型コロナウイルスへの対応や新大学開学に向けた準備に尽力していただいているなか、昨年度にも増して厳しい内容の改定となりますが、何とぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

期末手当の支給月数の引き下げについて
(病院承継職員・病院区分職員等)

1. 改定内容

(1) 病院承継職員・病院区分職員の改定

- ・ 期末手当の年間支給月数を 0.15 月 (再雇用職員は 0.1 月) 分引き下げます。
- ・ 令和 3 年度は 12 月期の期末手当を引き下げ、令和 4 年度以降は 6 月期及び 12 月期の期末手当が均等になるように引き下げます。

年度	区分	6 月期		12 月期	
		改正前	改正後	改正前	改正後
令和 3 年度	職員	1.275 月	1.275 月	1.275 月	1.125 月
	再雇用職員	0.725 月	0.725 月	0.725 月	0.625 月
令和 4 年度以降	職員	1.275 月	1.200 月	1.275 月	1.200 月
	再雇用職員	0.725 月	0.675 月	0.725 月	0.675 月

再雇用職員 (経過措置適用者) の給料月額の見直しについて

- ・ 経過措置が適用されている再雇用職員については、経過措置が適用されていない常勤の再雇用職員の年間給与額と均衡するように、期末手当相当額を含めて給料月額が定められていることから、経過措置が適用されていない常勤の再雇用職員の期末手当の支給月数の引き下げによる改定後の年間給与額と均衡するように給料月額を引き下げます。
- ・ 令和 3 年度は令和 3 年 12 月から令和 4 年 3 月の 4 か月間で、令和 4 年度以降は 1 年間で、改定後の年間給与額と均衡するように給料月額を引き下げます。

年度		職階	給料月額	
			改正前	改正後
令和 3 年度	令和 3 年 11 月まで	課長代理級	407,000 円	407,000 円
		係長級	369,800 円	369,800 円
		主任級	336,200 円	336,200 円
		係員	309,500 円	309,500 円
	令和 3 年 12 月以降	課長代理級	407,000 円	<u>397,700 円</u>
		係長級	369,800 円	<u>361,400 円</u>
		主任級	336,200 円	<u>329,000 円</u>
		係員	309,500 円	<u>302,900 円</u>

令和4年度以降	課長代理級	407,000円	403,900円
	係長級	369,800円	367,000円
	主任級	336,200円	333,800円
	係員	309,500円	307,300円

(2) 職務限定職員の改定

- ・ 期末手当の年間支給月数を0.15月(再雇用職務限定職員は0.1月)分引き下げます。
- ・ 令和3年度は12月期の期末手当を引き下げ、令和4年度以降は6月期及び12月期の期末手当が均等になるように引き下げます。

年度	区分	6月期		12月期	
		改正前	改正後	改正前	改正後
令和3年度	再雇用 職務限定職員以外	1.275月	1.275月	1.275月	1.125月
	再雇用 職務限定職員	0.725月	0.725月	0.725月	0.625月
令和4年度 以降	再雇用 職務限定職員以外	1.275月	1.200月	1.275月	1.200月
	再雇用 職務限定職員	0.725月	0.675月	0.725月	0.675月

(3) (旧) 特定職員の期末手当の支給月数の改定

- ・ 期末手当の年間支給月数を0.15月(再雇用特定職員は0.1月)分引き下げます。
- ・ 令和3年度は12月期の期末手当を引き下げ、令和4年度以降は6月期及び12月期の期末手当が均等になるように引き下げます。

年度	区分	6月期		12月期	
		改正前	改正後	改正前	改正後
令和3年度	再雇用 特定職員以外	1.275月	1.275月	1.275月	1.125月
	再雇用 特定職員	0.725月	0.725月	0.725月	0.625月
令和4年度 以降	再雇用 特定職員以外	1.275月	1.200月	1.275月	1.200月
	再雇用 特定職員	0.725月	0.675月	0.725月	0.675月

(4) 特定有期雇用職員の改定

- ・ 期末手当の年間支給月数を 0.15 月（再雇用無期転換特定有期雇用職員は 0.1 月）分引き下げます。
- ・ 令和 3 年度は 12 月期の期末手当を引き下げ、令和 4 年度以降は 6 月期及び 12 月期の期末手当が均等になるように引き下げます。

年度	区分	6 月期		12 月期	
		改正前	改正後	改正前	改正後
令和 3 年度	再雇用無期転換 特定有期雇用 職員以外	1.275 月	1.275 月	1.275 月	1.125 月
	再雇用無期転換 特定有期雇用 職員	0.725 月	0.725 月	0.725 月	0.625 月
令和 4 年度 以降	再雇用無期転換 特定有期雇用 職員以外	1.275 月	1.200 月	1.275 月	1.200 月
	再雇用無期転換 特定有期雇用 職員	0.725 月	0.675 月	0.725 月	0.675 月

(5) 短時間勤務職員の改定

- ・ 期末手当の年間支給月数を 0.15 月（再雇用無期転換短時間勤務職員は 0.1 月）分引き下げます。
- ・ 令和 3 年度は 12 月期の期末手当を引き下げ、令和 4 年度以降は 6 月期及び 12 月期の期末手当が均等になるように引き下げます。

年度	区分	6 月期		12 月期	
		改正前	改正後	改正前	改正後
令和 3 年度	再雇用無期転換 短時間勤務職員 以外	1.275 月	1.275 月	1.275 月	1.125 月
	再雇用無期転換 短時間勤務職員	0.725 月	0.725 月	0.725 月	0.625 月
令和 4 年度 以降	再雇用無期転換 短時間勤務職員 以外	1.275 月	1.200 月	1.275 月	1.200 月
	再雇用無期転換 短時間勤務職員	0.725 月	0.675 月	0.725 月	0.675 月

2. 実施時期

令和3年度の引き下げは、令和3年12月1日

令和4年度以降の引き下げは、令和4年4月1日

3. 上記改正に係る規程

【一部改正規程】

- ・大阪市立大学医学部附属病院職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程
- ・(旧)大阪市立大学医学部附属病院職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程
- ・大阪市立大学医学部附属病院職務限定職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程
- ・(旧)大阪市立大学医学部附属病院特定職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程
- ・大阪市立大学医学部附属病院特定有期雇用職員給与規程の一部を改正する規程
- ・大阪市立大学医学部附属病院特定有期雇用職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程
- ・大阪市立大学医学部附属病院短時間勤務職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程

【改正後全文】

- ・大阪市立大学医学部附属病院職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程
- ・(旧)大阪市立大学医学部附属病院職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程
- ・大阪市立大学医学部附属病院職務限定職員の期末手当に関する規程
- ・(旧)大阪市立大学医学部附属病院特定職員の期末手当に関する規程
- ・大阪市立大学医学部附属病院特定有期雇用職員給与規程
- ・大阪市立大学医学部附属病院特定有期雇用職員の期末手当に関する規程
- ・大阪市立大学医学部附属病院短時間勤務職員の期末手当に関する規程

問い合わせ先

- ・事務局総務部人事課 人事担当
電話 06-6645-3415
- ・医学部・附属病院事務局人事課 人事給与制度担当
電話 06-6645-2721